

高齢者用区営住宅「空き室待ち登録者」募集

高齢者用区営住宅は、高齢者向けに配慮された設計・設備の住宅で、住宅にお困りの高齢者の方に提供するものです。今回は、すべての高齢者用区営住宅（区内5棟）の「空き室待ち登録者」を募集します。登録期間内に空き室が生じた場合に、登録順に入居していただきます。

登録数	単 身 用 15人
	二人世帯用 5世帯
登録期間	令和7年11月6日(木)～令和8年11月5日(木) ※優遇区分にて申込みをされる方の登録期間の終了日は、立ち退き期限となりますのでご注意ください。

※申込書は、消せるボールペンで記入しないようにお願いします。

申込期間 及び 郵送先	令和7年9月1日(月)～9月22日(月) (令和7年9月22日消印有効) 《郵送先》 〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3 荒川区福祉部福祉推進課 まで ※募集案内にある申込用封筒により、ご送付ください。 (※申込用封筒には110円切手、申込用紙には85円切手2枚が必要です)
抽選日時 及び場所	令和7年10月17日(金) 午後2時 区役所3階 304会議室 ※結果は、郵送及び窓口に掲示します。

※記入方法がわからない等の相談のある方は、以下の問合せ先までお願いします。

《問い合わせ先》

区役所2階⑥ 荒川区福祉部福祉推進課
電話(3802)3111 内線2615

申 込 方 法

◆申込方法及び注意事項

申込書に必要事項を記入し、申込期間内に郵送により申込書を提出してください。

【注意事項】

- 1 1世帯あたり1通のみ有効です。1世帯で複数の申込みがあった場合は、全ての申込みを無効とします。
- 2 申込書に記載した内容と事実が相違するときは、使用の承認を取り消すことがあります。
- 3 入居する住宅の指定はできません。すべての高齢者用区営住宅を対象とした「空き室待ち登録者」となります。

◆提出書類

書類はミシン目を切り取らず、折り畳んで申込用封筒に入れてください。

書 類	注意事項
区営住宅使用申込書 (高齢者用住宅)	●表裏とも記入もれのないように願います。 (申込書、個人情報の確認の同意書、抽選番号及び抽選結果のはがき)

優 遇 措 置 に つ い て

住宅困窮者のうち、次にあげる要件により、立ち退きを求められている世帯等に対して、一般区分世帯よりも高い当選率となるよう、優遇措置を講じます。

優遇扱いを受けられる資格を有している世帯は、**優遇区分A**または**優遇区分B**に申込みができます。それ以外の世帯は、「一般区分」で申し込みとなります。

優遇措置で申込される方は、提出書類のご説明、また、優遇区分A**で申込される方には、所定の立ち退き要請書をお渡しします。お手数ですが、事前に福祉推進課までご連絡の上、お越しください。(用紙の配付は福祉推進課の窓口のみとなります)**

(2つ以上の区分の申込みはできません)

区 分	資 格	優遇措置
優遇区分A	建物の老朽化により危険な状態で、取り壊し又は建て替えを理由に立ち退きを求められている世帯のうち、立ち退き期限が令和8年11月5日までの世帯 ●優遇区分A・・・家主の方が記入した立ち退き要請証明書及び建て替え計画書等の提出が必要です。	一般区分の2倍程度の当選率
優遇区分B	荒川区の実施もしくは指導による街づくり事業により転居する世帯のうち、転居する期限が令和8年11月5日までの世帯 ●優遇区分B・・・事業主体の発行した証明書の提出が必要です。	一般区分の7倍程度の当選率

※優遇区分で申込みされる方は、必要書類の提出ができない場合、一般区分の抽選となります。

申 込 資 格

◆単身用住宅

申込みができる方は、つぎの1～8のすべてにあてはまる方に限ります。

- 1 65歳以上（昭和35年9月23日以前に生まれた方）であること。
- 2 配偶者等がないこと、かつ単身で居住していること。
- 3 荒川区に引き続き5年以上（令和2年9月23日以前から）住み、かつ住民票等で証明できること。
- 4 独立した日常生活が可能な程度に健常であること。
（ただし、介護を必要とする方でその状況に応じた介護を受けられる「要介護1」までの方を含む。）
- 5 自家所有又は親族の名義の住宅に居住していないこと、および都営・都民住宅、東京都住宅供給公社の賃貸住宅などの公的住宅に居住していないこと。
- 6 令和6年の所得額（収入金額とは異なります）が256万8千円以下であること。
- 7 現に住宅に困っていること。（【注】下記参照）
- 8 申込者が暴力団員でないこと。

◆二世帯用住宅

申込みができる方は、次の1～7のすべてにあてはまる方に限ります。

- 1 申込み本人が、65歳以上（昭和35年9月23日以前に生まれた方）で、現在おおむね60歳以上の配偶者等又は65歳以上の親族（親、子、兄弟姉妹）と同居している二世帯であること。
※現在、別に住んでいる方と申込みされる場合、**婚約関係にある方またはパートナーシップ関係にある方**（または手続き中、これから手続きする方も含む）に限ります。ただし、入居手続きのときまでに入籍又はそれを証明する書類を提示できること。
※内縁関係にある方については、住民票で未届の夫または妻となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- 2 申込み本人が、荒川区に引き続き5年以上（令和2年9月23日以前から）住み、かつ住民票等で証明できること。
- 3 申込み者を含む2人とも、独立した日常生活が可能な程度に健常であること。
（ただし、介護を必要とする方でその状況に応じた介護を受けられる「要介護1」までの方を含む。）
- 4 自家所有、または親族の名義の住宅に居住していないこと、および都営・都民住宅、東京都住宅供給公社の賃貸住宅などの公的住宅に居住していないこと。
- 5 令和6年の所得額が（収入金額とは異なります。同居者に所得がある場合は合算）が、294万8千円以下であること。
- 6 現に住宅に困っていること。（【注】下記参照）
- 7 申込者及び同居者が暴力団員でないこと。

※ 住民票で世帯分離している場合でも、同一住宅内に居住している場合は、同居となります。

※ 「配偶者等」とは…配偶者、婚約関係、内縁関係、パートナーシップ関係にある方

※ 「現に住宅に困っている」とは、次のいずれかに該当することです。

- 正当な事由による立ち退き要求を受けている。
- 災害の危険のある住宅に居住している。
- 住宅の老朽化により衛生上有害、不適当な住宅に居住している。
- 収入に比べて著しく過大な家賃を支払っている。
- その他の特別な事情により現に住宅に困っていることがあきらかなこと。

[単身用住戸]

1K・約25～35㎡



[二人世帯用住戸]

1DK～2DK・約34～44㎡



住宅使用料 (参考 令和7年度住宅使用料)

(注 年度途中で改正される場合があります)

単身用

前年所得額	月額使用料				
	さくらハイツ 南千住	町屋五丁目 住宅	さくらハイツ 町屋	さくらハイツ 小台	さくらハイツ 西尾久
0円～1,248,000円	15,400	19,700	15,400	13,900	13,800
1,248,001円～1,476,000円	17,800	22,800	17,700	16,000	15,900
1,476,001円～1,668,000円	20,300	26,000	20,300	18,300	18,200
1,668,001円～1,896,000円	23,000	29,400	22,900	20,600	20,500
1,896,001円～2,232,000円	26,200	33,600	26,200	23,600	23,500
2,232,001円～2,568,000円	30,300	38,700	30,200	27,200	27,100

二人世帯用

前年所得額	月額使用料				
	さくらハイツ 南千住	町屋五丁目 住宅	さくらハイツ 町屋	さくらハイツ 小台	さくらハイツ 西尾久
0円～1,628,000円	22,100	24,800	20,700	20,200	18,700
1,628,001円～1,856,000円	25,500	28,600	23,900	23,300	21,600
1,856,001円～2,048,000円	29,100	32,700	27,300	26,700	24,700
2,048,001円～2,276,000円	32,800	36,900	30,800	30,100	27,900
2,276,001円～2,612,000円	37,500	42,200	35,200	34,400	31,800
2,612,001円～2,948,000円	43,300	48,700	40,600	39,700	36,700

住 宅 概 要

高齢者用区営住宅は、次のように高齢者の生活に配慮されています。

◎入居者が安心して生活できるよう、段差をなくしたり、手すりを設置しているほか、安否を確認する装置も設けています。

◎緊急時の対応や入居者相互の交流の相談役として、ふれあい協力員が居住します。

◎入居者の交流の場として、集会室等が設置されています。

◇さくらハイツ南千住

所在地	交通機関	構造	間取り（専用面積）	
			単身世帯用	二人世帯用
荒川区南千住 二丁目32番3号	JR常磐線 地下鉄日比谷線 「南千住」駅 下車徒歩3分	鉄筋 コンクリート造 地上8階 1～8階部分	6畳1間 台所、浴室 トイレ付 (約28㎡)	6畳2間 台所、浴室 トイレ付 (約40㎡)

◇町屋五丁目住宅

所在地	交通機関	構造	間取り（専用面積）	
			単身世帯用	二人世帯用
荒川区町屋 五丁目9番2号	都電荒川線 「東尾久三丁目」駅 下車徒歩10分	鉄筋 コンクリート造 地上22階・地下1階 2～3階部分	6畳1間 台所、浴室 トイレ付 (約35㎡)	6畳1間 5畳1間 台所、浴室 トイレ付 (約44㎡)

◇さくらハイツ町屋

所在地	交通機関	構造	間取り（専用面積）	
			単身世帯用	二人世帯用
荒川区町屋 七丁目2番15号	都電荒川線 地下鉄千代田線 京成線 「町屋」駅 下車徒歩13分	鉄骨鉄筋 コンクリート造 地上8階・地下1階 3～8階部分	6畳1間 台所、浴室 トイレ付 (約28㎡)	6畳2間 台所、浴室 トイレ付 (約38㎡)

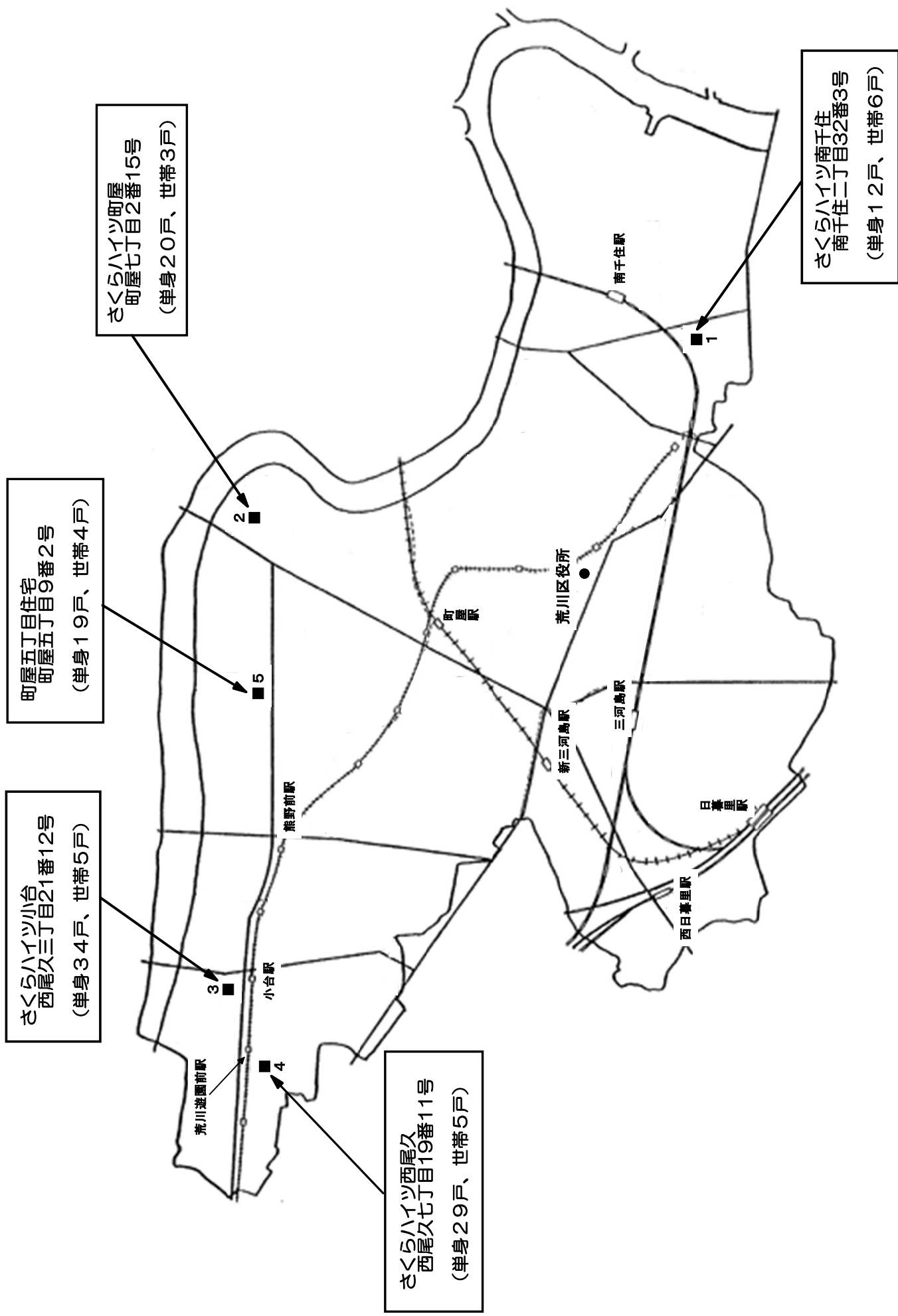
◇さくらハイツ小台

所在地	交通機関	構造	間取り（専用面積）	
			単身世帯用	二人世帯用
荒川区西尾久 三丁目21番12号	都電荒川線 「小台」駅 下車徒歩1分	鉄骨鉄筋 コンクリート造 地上9階 3～8階部分	6畳1間 台所、浴室 トイレ付 (約25㎡)	6畳1間 4.5畳1間 台所、浴室 トイレ付 (約37㎡)

◇さくらハイツ西尾久

所在地	交通機関	構造	間取り（専用面積）	
			単身世帯用	二人世帯用
荒川区西尾久 七丁目19番11号	都電荒川線 「荒川遊園地」駅 下車徒歩2分	鉄筋 コンクリート造 地上7階 1～6階部分	6畳1間 台所、浴室 トイレ付 (約25㎡)	8畳1間 台所、浴室 トイレ付 (約34㎡)

【区営住宅配置図】



所得金額

所得金額の計算は、次の該当する収入のページを参照してください。

- 1 給与所得の方・・・8, 9ページ
- 2 事業所得の方・・・10ページ
- 3 年金等を受けている方・・・11ページ
- 4 特別控除について・・・12ページ

個々の収入を計算の上、世帯全員の所得金額を13ページにより計算をしてください。

給与所得の方(会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等)

現在の勤め先へ就職した日が

令和 6年 1月1日以前の方

令和 6年 1月2日以降の方

現在の勤め先で、あなたの月別
収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
令和 6年 1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
令和 7年 1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
	収入計	賞与計
合 計		

次の①②③からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

① 就職した日が 令和6年 1月2日～ 令和6年 9月1日までの方
令和6年 9月から 令和7年 8月までの合計となります。

収入計

+

賞与

=

推定年収

② 就職した日が 令和6年 9月2日以降の方

就職した翌月から 令和7年 8月までの収入計を、
収入のあった月数で割り、それを12倍します。
それに、その間の賞与を加えます。

収入計

÷

収入の
あった
月数

×

12+

賞与

=

推定年収

③ 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されて
いない方

基本給、家族手当、住居手当など毎月必ず支給
されている固定的給料を1.2倍してください。

※①②③で計算した推定年収を下記の「所得額になおす計算式」
で計算してください。

◆病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

推定年収を所得金額に換算します。

年収が、

(1) 0円～1,627,999円の方

(2) 1,628,000円～6,599,999円の方→4,000円単位で端数処理します。

【例】年収額が2,386,998円の場合

年収額 2,386,998円	÷4,000円=	596.75	小数点以下切捨→	596	×	4,000円=	端数整理後の額 2,384,000円
-------------------	----------	--------	----------	-----	---	---------	-----------------------

(3) 6,600,000円～ 8,499,999円の方

＜源泉徴収票のでる方＞

令和 6年 分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を 受 け る 者	住 所 又 は 居 所	東京都荒川区荒川2-2-3 荒川荘101号室	氏 名	(受給者番号)
			(フリガナ) アラカワタロウ	
			(役職名) 荒川太郎	
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額	所得控除後の額の合計額	源泉徴収税額
	内 ② 2,386,998 円	① 1,588,800 円		

※源泉徴収票が1枚の方は、上記の①の金額から100,000円を引いた金額を記入してください。
 ※源泉徴収票が2枚以上の方は、それぞれの源泉徴収票の②の合計金額を下記の
 ≪年収を都営住宅の所得額になおす計算式≫により換算した額を記入してください。

・この金額が所得金額です。

収入の状況	1 年金	2 給与	3 事業	4 生活保護	5 その他 ()
	前年の所得額 円 (世帯全体の所得額)				

申込書の所得金額欄

＜源泉徴収票のでない方＞

令和 6年 1月から令和6年 12月までの税込支給額を合計し、申込書の「支払
給与の総額」の欄に記入し、次の下段の計算式で年収を所得金額に換算します。

≪年収を区営住宅の所得額になおす計算式≫

※区営住宅の所得金額は、下記の計算により出た所得金額Aから100,000円を引いた金額になります。

12か月分の収入額	計算式	
	所得金額 A	区営住宅の所得金額計算
550,999円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
551,000円から 1,618,999円まで	(12か月分の収入額 円) - 550,000円	所得金額A - 100,000円 (円)
1,619,000円から 1,619,999円まで	所得金額は1,069,000円	所得金額A - 100,000円 (969,000円)
1,620,000円から 1,621,999円まで	所得金額は1,070,000円	所得金額A - 100,000円 (970,000円)
1,622,000円から 1,623,999円まで	所得金額は1,072,000円	所得金額A - 100,000円 (972,000円)
1,624,000円から 1,627,999円まで	所得金額は1,074,000円	所得金額A - 100,000円 (974,000円)
1,628,000円から 1,803,999円まで	左記の端数整理後の額 円) × 0.6 + 100,000円	所得金額A - 100,000円 (円)
1,804,000円から 3,603,999円まで	左記の端数整理後の額 円) × 0.7 - 80,000円	
3,604,000円から 6,599,999円まで	左記の端数整理後の額 円) × 0.8 - 440,000円	
6,600,000円から 8,499,999円まで	2か月分の収入額 × 0.9 - 1,100,000円	

収入の状況	1 年金	2 給与	3 事業	4 生活保護	5 その他 ()
	前年の所得額 円 (世帯全体の所得額)				

上記の計算結果 (区営住宅の所得金額) を申込書の所得欄に記入します。

事業所得の方（自営業・外交員等）

① 現在の仕事を始めた日が令和 6年 1月1日以前の方

(1) 確定申告をしている方

令和 6年 分の所得税の確定申告書（一般用）

第一表

事業	営業等	①		1	4	8	8	8	0	0
	農業	②								
	不動産	③								
	利子	④								
	配当	⑤								
	給与	⑥								
	雑	⑦								
	総合課税・一時 の(⑧+⑨)×1/2	⑧								
	合計	⑨		1	4	8	8	8	0	0

第二表

○事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	従事月・程度・仕事内容	専従者給与（控除額）
荒川 太郎	12月	500,000
専従者給与（控除額）の合計額		500,000

※同居親族を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得額は、専従者給与額をP6.7の下段の計算式で求めた額が所得金額となります。

確定申告書の⑨から⑧を差し引いた額が所得金額となります。

※青色申告をされている方は、上記⑨＋青色申告特別控除額から差し引いた額が所得金額となります。

収入の状況	1年金	2給与	3事業	4生活保護	5その他（ ）
	前年の所得額 円（世帯全体の所得額）				

(2) 確定申告していない方

令和 6年 1月から令和 6年 12月までの所得金額の合計となります。

② 現在の仕事を始めた日が令和 6年 1月2日以降の方

次の（１）（２）からあてはまるケースを選び、所得を計算します。
現在の仕事を始めたときから月別の収入必要経費、所得金額を記入してください。

	働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
合 計				

(1) 現在の仕事を始めた日が

令和 6年 1月2日から令和 6年 9月1日までの方
(令和 6年 9月から令和 7年 8月までの合計となります。)

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が

令和 6年 9月2日以降の方

現在の仕事を始めた翌月から令和 7年 8月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。

所得合計額	÷	営業した月数	×12＝	推定所得金額
-------	---	--------	------	--------

◆病気等により、1か月以上収入がない月は、その月を除いて推定計算をしてください。

年金等を受けている方

- ◆ 年金等の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。
- ◆ 令和 6年 1月から令和 6年 12月までに支払いを受けたすべての年金などを合計し、以下の説明により「所得金額」になおしてください。ただし、「遺族」「障害」にかかる年金は除きます。

① 令和 5年 12月以前から年金を受けている方で年金額に変更がなかった方

「令和 6年 分公的年金の源泉徴収票」などで確認されることを、お勧めします。

「源泉徴収票」の場合

令和 6年 分 公的年金等源泉徴収票

支払を受ける者		住所又は居所 (フリガナ)	生年月日			年金の種別	
		氏名					
		区分	支払金額			源泉徴収税額	
		所得税法第203条の3第1号適用分	円			円	
		所得税法第203条の3第2号適用分	円			円	
		所得税法第203条の3第3号適用分	円			円	
		所得税法第203条の3第4号適用分	円			円	
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			社会保険料
		一般 老人		特定 老人 その他	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数 特別 その他	
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫				円

この金額を下記の計算式にあてはめて計算してください。

② 令和 6年 1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更があった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額として下段で所得金額に換算してください。

《年金収入を所得になおす計算》

※区営住宅の所得金額は、下記の計算により出た所得金額Aから100,000円を引いた金額になります。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	計算式	
		所得金額 A	区営住宅の所得金額計算
65歳以上	1,100,000円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額－1,100,000円	所得金額A－100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	
65歳未満	600,000円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額－600,000円	所得金額A－100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	

収入の状況	1年金 2給与 3事業 4生活保護 5その他 ()
	前年の所得額 円 (世帯全体の所得額)

上記の計算結果（区営住宅の所得金額）を申込書の所得欄に記入します。

※ 年金のほかに所得のある方はそれぞれ所得を計算し、2段にしてください。

収入の状況	1年金 2給与 3事業 4生活保護 5その他 ()
	前年の所得額 給与〇〇〇〇〇〇円 (世帯全体の所得額) 年金〇〇〇〇〇〇円

特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合は、申込世帯の合計所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引くことができます。

《申込世帯の合計所得金額から差し引くことができるもの》

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
ア 老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	
イ 特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません）で16歳以上23歳未満の人	
ウ 障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	エの特別障害者控除を受けられる人は、ウの障害者控除を合わせて受けることはできません。
エ 特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	
オ 寡婦控除	27万円	1 夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 2 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。）	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額より少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
カ ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	
※「カ ひとり親控除」に該当する方は、「オ 寡婦控除」の適用はありません。 ※ 年間所得金額が500万円を超える方は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」を受けることはできません。 ※「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいないことをいいます。 ※「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額48万円以下であることが必要です。			

特別控除金額の合計

万円 13ページの1の特別控除金額へ

所得の求め方

- 1 所得は、世帯全員の、現在の仕事(給料、営業、パート、アルバイト、年金等)の「所得金額」の合計でみます。

※所得金額については、8～11ページを見て記入してください。

所得のある人の名前	所得金額
合 計	

12ページの
特別控除金額

—

=

あなたの世帯
の所得金額

2 所得としないもの

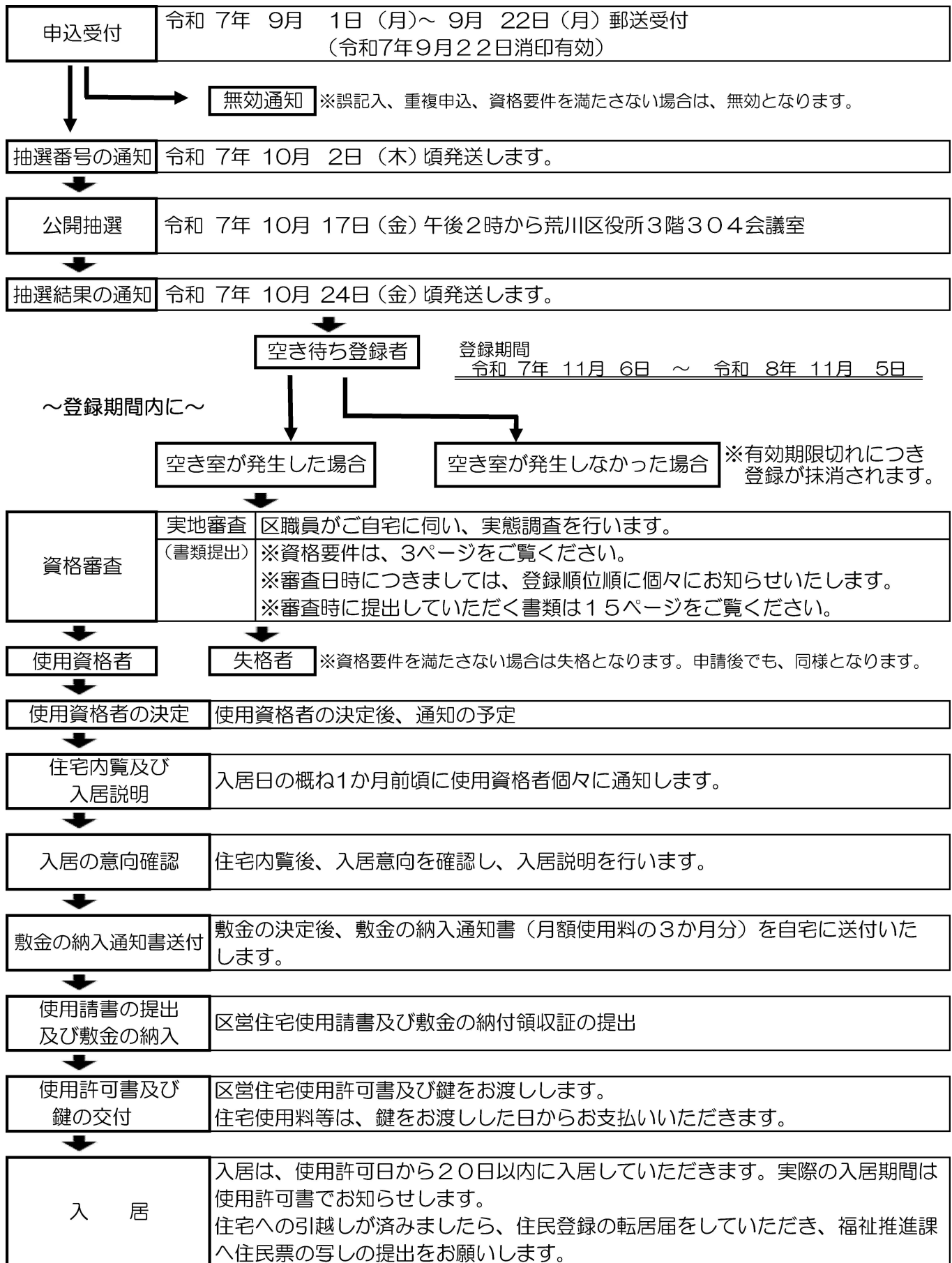
- (1) 次の収入は0円とし、所得とはなりません。

仕送り、生活保護による扶助費、失業給付金、恩給、遺族および障害を支給事由とする年金、労災保険の各種給付金、退職手当など。

- (2) 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。

- 3 遠隔地扶養（入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族をいいます。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。）をしている方は、申込時に別途お申し出ください。

申込から入居まで



空き待ち登録者になられた方

登録期間

令和 7年 11月 6日 ~ 令和 8年 11月 5日

登録期間内で高齢者住宅に空き室が出ましたら、福祉推進課より連絡をさせていただきますので、連絡があるまでは、申し訳ありませんがお待ちくださいますようお願いいたします。

※今後、下記の書類を提出いただきますが、早めにご用意をいただきましても、再度取り直しが必要となる場合がございますので、必要な書類はその都度連絡させていただきますので、あらかじめご用意をいただく必要はありません。

資格審査（実地調査）

- ・世帯全員の住民票（続柄、本籍地記載のあるもの）
- ・住宅困窮を証明できる書類（賃貸借契約書、家賃支払いを確認できるもの等）
- ・保護証明書（生活保護受給中の方のみ）
- ・収入推定をした場合は、収入状況を確認できる書類
- ・その他区長が必要と認めた書類

敷金の徴収

※前年度の収入に基づいて、使用料を決定しその3か月分が敷金の金額となります。

入居前の提出書類

- ・使用請書（入居説明会で配布する用紙）
- ・親族の緊急連絡先（入居説明会で配布する用紙）
- ・敷金の納付領収書

～入 居 後～

使用料及び共益費

使用料と共益費は、その月の分を月末までに納入していただきます。

毎月、納入通知書を送付いたしますので、お近くの金融機関で納入してください。

※共益費は、月額2,600円かかります。〔金額は変更になる場合があります〕

収入申告

毎年1回、世帯全員の前年の収入に関する申告をしていただき、翌年度の区営住宅使用料を算出します。

（提出時期になりましたら、お知らせいたします。）

- ・提出書類:収入申告書（所定様式）
- ・世帯全員の前年の住民税課税証明書または非課税証明書。生活保護受給中の方は、保護証明書
- ・その他必要な書類